

令和4年

第1回市議会定例会 議案第46号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）
の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「100分の222.5」を「
100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（市長への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(提案理由)

特別職の職員の期末手当の支給率を改定するため